

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩 国 市 長 福 田 良 彦

市町村名 (市町村コード)	岩国市 (35208)	
地域名 (地域内農業集落名)	二鹿地域 (二鹿下、二鹿上)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月31日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・二鹿地域は岩国市中心部から西へ約23kmに位置し、主に水稻の作付けが行われている。
・集落営農組織等により、農業用機械の共同利用がなされている。
・地域内には、大規模に集積している担い手は存在せず、地域内外の個人農家による営農を中心としている。所有者による管理が困難になった農地については、集落営農組織が中心となって管理をしている状況である。
・中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度を積極的に活用しているが、農業者の高齢化や減少に伴い維持管理の負担が増えつつあることから、今後の地域農業を担う新規就農者等の確保及び育成が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・今後も水稻生産を中心としつつ、段階的に高収益作物栽培への転換を検討することにより持続可能な地域農業の実現を図る。
・当該地域は野外活動センター(キャンプ場)があり地域外からの来訪者が多いため、来訪者を対象とした農業体験や地域との交流活動の実施等により、農業を担う者の確保を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、今後、地域で協議をし、必要な場合は適切に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
新規就農者等の農地貸借にあたっては効率的な営農となるよう調整するとともに、規模拡大を目指す農業者に対しては農業委員会や農地中間管理機構とも連携しながら集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地貸借にあたり農地中間管理機構の活用を図る。 地域内の農地の集積・集約化にあたっては、所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理事業の活用を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の未整備田における基盤整備については、状況に応じて関係機関とも連携の上検討することとする。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、行政やJAと連携し、相談から研修、定着まで切れ目なく支援を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化・省力化にあたっては、農業支援サービス事業者等の活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害の防止に向け、地域ぐるみで対策に取り組む。
⑦農地や農道・水路の維持・保全を図るため、引き続き中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業に取り組む。